

# 加西市障害者基本計画・ 第4期加西市障害福祉計画

## 【概要版】

障がいのある人の多様な個性が輝く、  
誰もが安心して暮らせるまちづくり

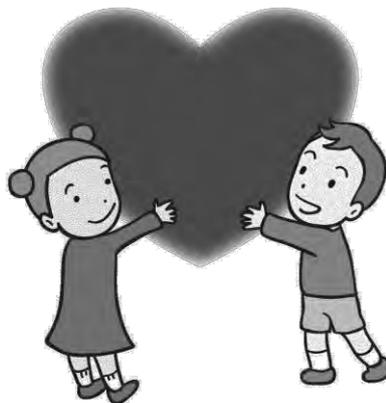


平成27年3月

加西市

## 1 策定の趣旨

- 本市においては、平成 21 年 3 月に「加西市障害者基本計画・第 2 期障害福祉計画」の策定を行い、障がいの有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現をめざし、各種の障がい者施策に取り組んできました。また、平成 23 年度に「障害福祉計画」の見直しを行い、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保などに努めてきました。
- 国においては、平成 18 年度から「障害者自立支援法」が施行されましたが、その後、平成 22 年 12 月に改正され、利用者負担額の見直しや障がい者の範囲の見直し等が行われました。さらに、平成 24 年 6 月に名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの改正が行われました。
- また、平成 23 年の「障害者基本法」の改正では、日常生活又は社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障がい者定義の見直しや、合理的配慮義務が規定されました。さらに、平成 24 年 8 月に「障害者虐待防止法」が施行され、平成 25 年には「障害者差別解消法」が制定されており、平成 28 年 4 月から施行されることとなっています。そして、平成 26 年 1 月に国は「障害者権利条約」を批准するなど、障がいのある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。
- 国においては、こうした法改正等を踏まえた、施策の基本原則等の見直しを行うため、平成 25 年 9 月に「障害者基本計画（第 3 次）」が策定されています。
- 本市においても、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障がいのある人の実態やニーズに即した障がい者施策を、さらに総合的・計画的に推進していくため、新たな「加西市障害者計画」を策定するものです。



## 2 計画の位置づけ

---

- 「加西市障害者基本計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、本市の、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画であり、「第 5 次加西市総合計画」における障がいのある人の施策の個別計画として位置づけられるものです。
- 「第 4 期加西市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

## 3 計画の対象期間

---

- 「加西市障害者基本計画」の対象期間は、平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間とします。
- 「第 4 期加西市障害福祉計画」の対象期間は、国の方針により平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とします。なお、「障害者総合支援法」では、市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされています（PDCA サイクル）。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>加西市障害者基本計画</b>					
<b>第 4 期加西市障害福祉計画</b>					
		見直し	<b>第 5 期加西市障害福祉計画</b>		

## 4 他計画との関係

---

- 「加西市障害者基本計画」は、「第 5 次加西市総合計画」に基づいた障がい者福祉施策を推進するための分野別計画として位置づけるとともに、市の関連計画（「加西市地域福祉計画」「加西市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」「加西市子ども・子育て支援事業計画」など）との整合性を図ります。

## 5 基本理念

---

### 【基本理念】

## 障がいのある人の多様な個性が輝く、 誰もが安心して暮らせるまちづくり

「障害者基本法」第1条に規定されるように、障がいのある人の施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして実施される必要があります。

また、わが国が平成26年に障害者権利条約を批准したことにより、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が一層強化され、「合理的配慮」のもと地域の中でともに暮らせる環境づくりが進むことが期待されています。

この計画では、このような社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援し、「障がいのある人の多様な個性が輝くまち」をめざします。

また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために、個々の障がいのある人の困難さを解消する多様な支援を行い、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざします。

## 6 基本目標

---

- 基本目標1 差別の解消及び権利擁護の推進
- 基本目標2 社会参加と自己実現を支援する地域づくり
- 基本目標3 障がい者総合支援基盤の確立
- 基本目標4 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 基本目標5 行政サービス等における配慮の推進

## 7 計画の推進体制

---

### (1) 連携・協力の確保

○障がいのある人の施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内相互はもとより、国、県及びその他関係機関・団体並びに北播磨障害者（児）地域自立支援協議会と緊密な連携・協力を図ります。

### (2) 広報・啓発活動の推進

○本計画に基づく施策を市民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、障害者週間等を通じて、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を促進します。

○また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がいのある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

### (3) 計画の評価・管理

○本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを導入し、北播磨障害者（児）地域自立支援協議会や障がい者団体との意見交換等を通じて、年に1回は成果目標・活動指標等をはじめとする本計画の検証を行うとともに、その結果を公表し、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

○また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、柔軟に見直します。

### (4) 情報提供

○広く市民に本計画の趣旨や施策が理解されるよう、広報紙、パンフレット、市ホームページ等を通じて周知を行います。

## 1 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護のための取組を進めます。

### (1) 障がいを理由とする差別の解消

- ① 広報誌やパンフレット・リーフレット、関係機関紙、インターネットなどの広報媒体により、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進します。
- ② 「障害者差別解消法」の円滑な施行に向けた広報・啓発活動等に取り組みます。
- ③ 雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「改正障害者雇用促進法」の周知・啓発に努めます。
- ④ 国際シンボルマークをはじめ、様々なシンボルマークや表示についての正しい理解と普及に努めます。
- ⑤ 特別支援学校や特別支援学級と通常学級の子どもが交流しあう場の充実や、障がい者団体の方、障がい者施設との交流機会など体験的な学習の場を設定します。
- ⑥ 「みんなの福祉フェスタ」などの開催を充実します。
- ⑦ 障がいのある人の人権を生涯学習活動や啓発の重要な課題として位置づけ、社会参加の促進を図ります。
- ⑧ 社会福祉協議会との連携によるボランティア活動の充実に努めます。

### (2) 権利擁護の推進

- ① 加西市障がい者虐待防止センターにおける障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- ② 成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めるとともに、権利擁護センターの機能についての調査・研究を図り、関係機関との協議を検討します。

## 2 社会参加と自己実現を支援する地域づくり

誰もが生きがいをもって地域で暮らせるよう、仲間との交流活動や、地域における諸活動への障がいのある人の参加を進めるとともに、内容の充実を図ります。また、障がいのある人が、円滑に文化芸術活動やスポーツ等を行えるよう、環境づくりに努めます。あわせて、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー、適正な工賃の確保など、就労を支援する体制の整備を進めます。

### (1) 障がいのある人の社会参加のための活動の充実

- ①障がいのある人の集いの場となるサロン事業の充実に努めます。
- ②障がいのある人とない人が交流する機会を創出するとともに、障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を支援します。
- ③人材の養成や施設・設備の整備等により、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりを促進します。
- ④障がいのある人の文化芸術活動、スポーツ活動の普及を図ります。

### (2) 雇用・就業の支援

- ①職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援まで一貫した支援を行います。
- ②国等の各種助成制度の周知・広報により、障がいのある人を雇用する事業主を支援します。
- ③兵庫障害者職業センター、北播磨障害者就業・生活支援センター等の就労支援施設の利用促進を図ります。
- ④相談支援事業所「やすらぎ」への就労支援専門員の配置による就労支援や職場定着支援の充実に努めます。

### (3) 多様な就業の機会の確保

- ①障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。
- ②就労継続支援 B 型事業所等における工賃の向上に取り組めます。



### 3 障がい者総合支援基盤の確立

障害の種別、軽重に関わらず、自分らしく、安心して生活していけるよう、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホームなど生活基盤の整備に引き続き取り組みます。また、障がいのある人本人やその家族が高齢になっても、地域の中で必要な支援を受けながら暮らすことができるよう、介護保険制度との連携を図りながら、きめ細やかなサービスの充実に努めます。あわせて、障がいや疾病の早期発見・早期対応を図るとともに、医療と福祉の連携を深め、適切な保健・医療サービスの提供を進めます。

さらに、障がいのある子どもへの療育・保育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。また、「インクルーシブ教育システム（※）」の理念を踏まえ、全ての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

※ インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています（「障害者の権利に関する条約第 24 条」より）。

#### (1) 生活支援体制の整備・充実

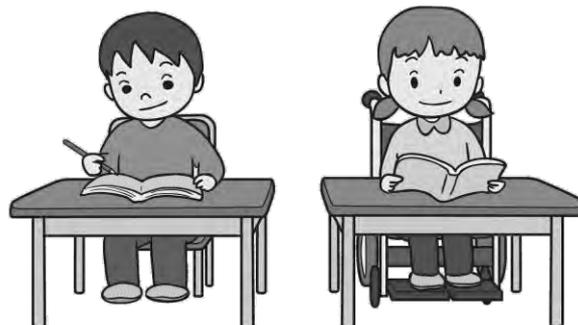
- ①居宅介護等の訪問系サービスの充実を図ります。重度障がいや様々な障がいの特性に応じたサービスの質の向上に努めます。
- ②様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。
- ③入所施設や精神科病院から地域生活への移行・定着を促進するとともに、障がいのある人の地域生活を支援していくためのグループホーム等の充実を図ります。
- ④補装具・日常生活用具の給付等による日常生活の利便性向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供による普及を促進します。
- ⑤年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供を行います。
- ⑥障害者相談員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア活動団体などの他、地域住民や自治会などにおける地域福祉活動を支援します。
- ⑦身近な地域で相談支援を受けることができる総合的な相談支援の充実に努めます。ひょうご発達障害者支援センター クローバー（加西ランチ）をはじめ、兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口など）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、兵庫県立こども発達支援センターなどとの連携による個別ニーズに応じた相談支援を行います。
- ⑧障がいのある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成を促進します。
- ⑨北播磨障害者（児）地域自立支援協議会と連携による適切なサービス提供の充実を図ります。

## (2) 保健・医療の充実

- ①栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- ②福祉サービスと連携した保健サービスの充実に努めます。
- ③地域における精神障がいのある人への支援を推進するとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を促進します。
- ④難病等の特性に配慮した障害福祉サービスを提供します。
- ⑤障がいの原因となる精神疾患、難病、外傷等について、その予防や治療に関する正しい知識の普及を図ります。
- ⑥自立支援医療の活用を促進するとともに、重度障がいのある人の医療にかかる経済的負担を軽減します。

## (3) 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する支援の充実

- ①妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施による疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。
- ②支援が必要な子どもに対し、児童発達支援や居宅介護、短期入所、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の適切な支援を行います。児童療育室、児童発達支援事業所等について、障がいの重度化や多様化を踏まえた療育の質の向上を促進します。
- ③子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を講じます。障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。
- ④保育所、幼稚園において障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。障がいのある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づく保育を推進します。
- ⑤障がいのある子どももいない子どもも、ともに学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。
- ⑥児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じた個別配慮を行います。
- ⑦小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級から特別支援学校へとつながる「多様な学びの場」の充実を図ります。
- ⑧早期からの教育相談・就学相談の実施を図るとともに、特別支援学校等の卒業後も途切れのない、ライフステージに応じた総合的で計画的な支援を行います。



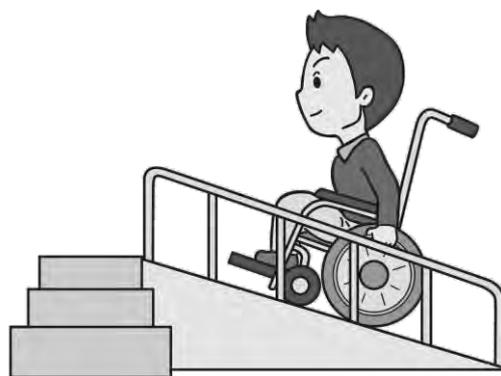
## 4 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり

障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

また、安心・安全な暮らしを確保するために、防犯や防災などの体制の確立に向けた仕組みづくりを進めます。

### (1)住宅・住環境、交通など生活環境の整備充実

- ①日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。
- ②グループホーム等の整備と利用の促進を図ります。
- ③ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設整備を行います。
- ④障がい者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設定等を推進します。
- ⑤歩道の段差解消、点字ブロック整備等を推進します。
- ⑥放置自転車の撤去や路上違法駐車を減少をめざした取組を進めます。
- ⑦「こころのバリアフリー化」の普及に努めます。
- ⑧北播磨地区福祉有償運送運営協議会への参画による障がいのある人などの移動手段の充実を図ります。



## (2) 地域の防災・防犯体制の強化

- ①要援護者台帳の整備による、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取組を推進します。
- ②要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、迅速・的確な避難情報の伝達について配慮します。防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用するなど、複数の手段の組み合わせによる情報伝達を推進します。
- ③避難所等において、バリアフリーに配慮するとともに、障がい特性に応じた支援が得られるよう体制整備を促進します。福祉避難所（二次的な避難施設）の指定を増やすとともに、災害発生時に介護・医療的ケアなどが円滑に実施できるよう、関係機関との連携に努めます。
- ④障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。兵庫県警察メール 110 番・FAX110 番（聴覚言語障がい者用 110 番）の利用を促進します。罪を犯した障がいのある人（触法障がい者）の地域生活を支援します。
- ⑤障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。
- ⑥「徘徊SOSネットワーク事業」との連携を図るなど、障がいのある人に対する地域での見守り体制の構築を検討します。



## (3) 情報の利用しやすさ(情報アクセシビリティ)の推進

- ①ホームページ及び広報紙、パンフレット等により、サービス等の情報提供を充実します。
- ②手話通訳者等の派遣、設置、手話通訳者等の養成研修の実施など、意思疎通支援事業の充実を図ります。情報やコミュニケーションに関する支援機器の給付を行います。知的障がいのある人のコミュニケーション手段の確保について、調査研究を進めます。
- ③行政情報の電子的提供の充実に努めるとともに、各関係機関におけるホームページ等のアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。
- ④「声の広報」「点字広報」などを発行します。



## 5 行政サービス等における配慮の推進

「障害者基本法」においては、障がいのある人は権利の主体であること、障がい者の概念が「医学モデル」から「社会モデル」に転換（※）されたこと、社会の側が「合理的配慮」を行っていかねばならないことなどが明確化されています。今後、障がいのある人の社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行っていくため、市職員等が障がいのある人の理解の促進に努めるとともに、行政窓口や選挙等における障がいのある人への配慮に努めます。

※ 障がいの「医学モデル」とは、障がいを個人の問題としてとらえ、病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生じるものであり、専門職による個別的な治療という形での医療を必要とするものとしてみるものです。一方、「社会モデル」とは、障がいを主として社会によって作られた問題ととらえ、障がいは個人に帰属するものではなく、その多くが社会環境によって作り出されたものとされ、社会を変えることで様々な障壁（バリア）を取り除かなければならないという考えに繋がっています。平成23年に改正された「障害者基本法」では、「社会モデル」を踏まえた障がい者の定義の見直しが行われました。

### (1) 行政機関等における配慮及び障がいのある人の理解の促進等

- ①「障害者差別解消法」に基づき、社会的障壁の除去に向けた必要かつ合理的な配慮を行います。
- ②窓口等において障がいのある人への対応の充実を図ります。
- ③情報の利用しやすさに配慮した行政情報の提供に努めます。

### (2) 選挙等における配慮等

- ①点字による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙に関する情報を提供します。
- ②投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。
- ③指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進等、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。



## 1 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の視点

#### ① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人もともに暮らせるまちづくり」という共生社会を実現するため、障がいの種別や程度を問わず、自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービス及び相談支援その他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮します。

#### ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

身体・知的・精神の3障がいにかかわる制度の一元化への対応として、障がいのある人等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がい者、難病患者等が法に基づく給付の対象となっている旨の周知を継続して図ります。

#### ③ 地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

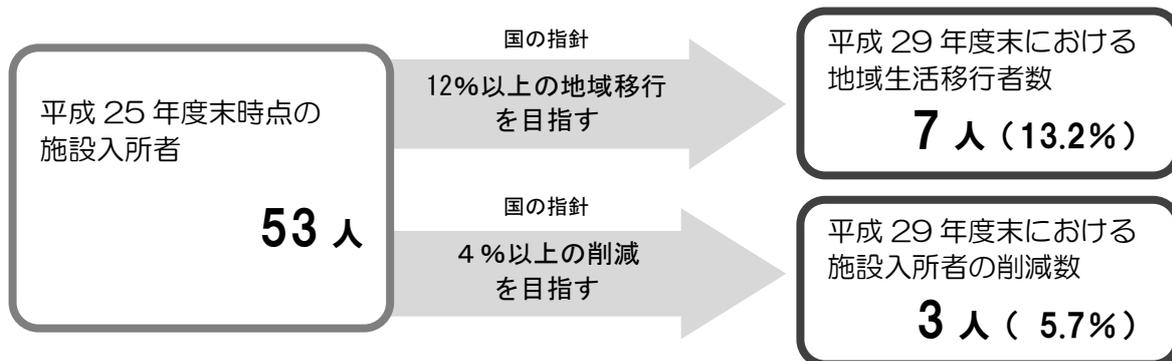
障がいのある人等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。



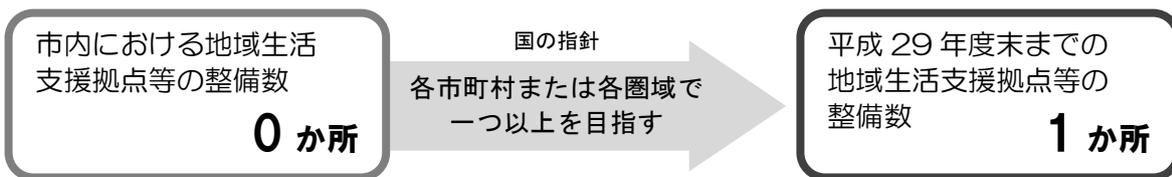
## 2 成果目標

障害福祉計画では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「成果目標」及び「活動指標」を設定します。本計画の「成果目標」は次のとおりです。

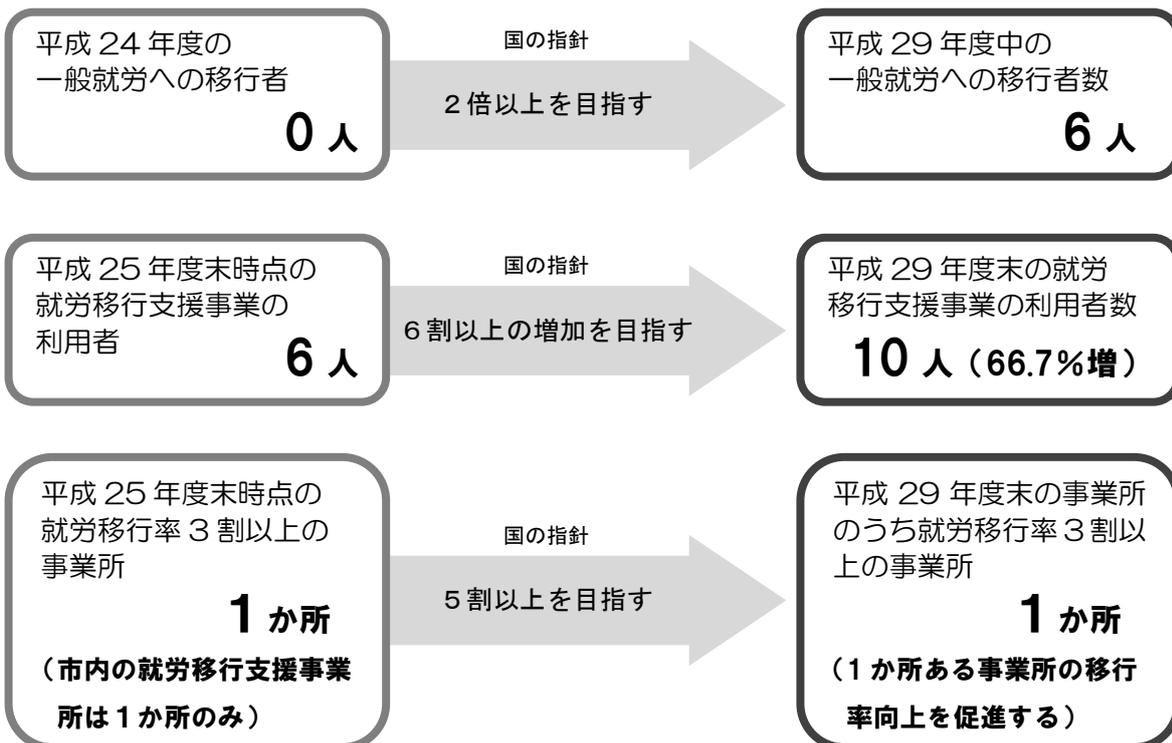
### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進



### (2) 地域生活支援拠点等の整備



### (3) 福祉施設から一般就労への移行促進



### 3 障害福祉サービス(活動指標)

#### (1) 訪問系サービス

サービス名	単位	平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	577	664	716	767
	人/月	35	41	45	49

##### ■サービス提供に向けての取組

○事業者に対して、広く情報提供を行うなど、新規事業者の参入促進を図ります。

○障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス提供事業所への働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

#### (2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日/月	2,348	2,463	2,559	2,656
	人/月	123	128	133	138
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	32	32	32
	人/月	0	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	20	20	20	20
	人/月	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	100	120	160	200
	人/月	5	6	8	10
就労継続支援A型	人日/月	261	479	479	479
	人/月	12	22	22	22
就労継続支援B型	人日/月	1,323	1,414	1,450	1,504
	人/月	74	79	81	84
療養介護	人/月	10	10	10	10
短期入所	人日/月	205	255	255	255
	人/月	21	26	26	26

##### ■サービス提供に向けての取組

○生活介護の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。

○就労系事業所と連携し、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習の確保に努めます。

○利用者が増加傾向にある就労継続支援B型の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。

○サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス名	単位	平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	15	17	20	23
施設入所支援	人/月	57	55	53	50

#### ■サービス提供に向けての取組

○入所・入院中の障がいのある人の地域生活への移行を進めるにあたり、共同生活援助（グループホーム）の整備を計画的に推進します。

○施設入所支援は、緊急性や生活実態、ニーズを考慮すると同時に、見込み量に向けた取組を進めます。

### (4) 相談支援

サービス名	単位	平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	35	64	69	74
地域移行支援	人/月	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1	1

#### ■サービス提供に向けての取組

○サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の質の向上と量の拡充を図ります。

### (5) 障害児通所支援

サービス名	単位	平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日/月	33	60	60	60
	人/月	7	10	10	10
放課後等デイサービス	人日/月	14	21	21	21
	人/月	2	3	3	3
保育所等訪問支援	人日/月	0	3	3	3
	人/月	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	18	30	30	30
	人/月	2	3	3	3

#### ■サービス提供に向けての取組

○児童が身近な地域で療育を受けられる場を確保するため整備に努めます。

### (6) 障害児相談支援

サービス名	単位	平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	人/月	2	3	3	3

#### ■サービス提供に向けての取組

○障害児相談支援事業者と連携し、サービスの提供を進めていきます。

## 4 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有

#### ■サービス提供に向けての取組

○障がいのある人等の理解に向けて、多様な事業を組み合わせ、展開を図ります。

### (2) 自発的活動支援事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	有無	無	無	有	有

#### ■サービス提供に向けての取組

○障がいのある人、その家族、地域住民等による自発的な取組を促進します。

### (3) 相談支援事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有

(障害者虐待防止法に関する取組)

障害者虐待防止センター	有無	有	有	有	有
-------------	----	---	---	---	---

#### ■サービス提供に向けての取組

○専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

○相談支援の中核的機関として、基幹相談支援センターの設置を検討します。

○入居契約手続きや生活上の課題解決に向けたサポートをする体制の充実を図ります。

○障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターの機能を果たします。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	人	1	1	1	2

#### ■サービス提供に向けての取組

○障がいのある人の必要な援助として権利擁護の取組を進めていきます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有

### ■サービス提供に向けての取組

○成年後見制度における業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備します。

## (6) 意思疎通支援事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業（実利用件数）	件	75	80	80	80
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1

### ■サービス提供に向けての取組

○手話通訳者派遣事業にあわせ、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応力も含め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。

## (7) 日常生活用具給付等事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4	4
自立生活支援用具	件	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	8	8	8	8
排泄管理支援用具	件	900	924	948	972
居室生活動作補助用具	件	2	2	2	2

### ■サービス提供に向けての取組

○利用者のニーズを把握し、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成講習修了見込み者 数（登録見込み者数）	人	10	10	10	10

### ■サービス提供に向けての取組

○手話通訳者や要約筆記者の養成講習を実施し、人材の確保に努めます。

## (9) 移動支援事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	人	19	20	21	22
延利用時間数	時間	3,052	3,100	3,250	3,400

### ■サービス提供に向けての取組

○利用ニーズの増加に対応し、サービス提供事業者の体制充実と質の向上を図ります。

## (10) 地域活動支援センター

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自市町内分	実施か所数	3	3	3	3
	利用者数	24	26	28	30

### ■サービス提供に向けての取組

○地域活動支援センターの周知や利用促進を図ります。

## (11) 日中一時支援事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	人日	337	2,750	2,750	2,750

### ■サービス提供に向けての取組

○サービスの適切な利用と質の向上を促進する必要があります。

## (12) 訪問入浴

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	人	2	3	3	3

### ■サービス提供に向けての取組

○在宅の重度身体障がいのある人に対し、必要なサービス提供を行えるよう努めます。

## (13) 社会参加促進事業

区分		平成 26 年度 実績見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
重度身体障害者自動車 改造助成	件	3	3	3	3
重度身体障害者運転免許 取得費助成	件	2	2	2	2
声の広報発行事業	人	16	16	16	16
障がい者スポーツ大会 開催事業	人	189	200	200	200
社会参加支援事業 (サロン事業)	か所	6	6	6	6

### ■サービス提供に向けての取組

○障がいのある人の適正な社会参加が図れるよう、広報やホームページ等を活用して周知を図ります。

○障がいのある人の集いの場となるサロン事業の支援に努めます。

## ■各サービスの用語解説

<b>訪問系サービス</b>	
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動に困難を有する方に、外出時に同行して移動の補助や必要な情報の提供を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
<b>日中活動系サービス</b>	
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
<b>居住系サービス</b>	
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む方に、住居において入浴や排せつ、食事の介護や相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
<b>相談支援</b>	
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等の利用計画の作成を行います。
地域移行支援、地域定着支援	入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、地域における生活に移行するための支援（地域移行支援）、居宅で単身等で生活する障害のある人に対し、緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）を行います。
<b>障害児通所支援</b>	
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に対し障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障がいのある児童に支援や治療を行います。
<b>地域生活支援事業</b>	
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会やボランティア等の活動に対する支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が困難である知的障がいのある人等に、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がいのある人等に対して、意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者など）を養成・派遣します。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るための用具や住宅改修費の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行うための施設において、様々な活動を支援します。
訪問入浴	身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。
社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加、福祉向上のため、自動車改造費や運転免許取得費の助成、声の広報の発行、スポーツ大会、サロン事業などを行います。